

平成28年度震災復興広報強化業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、平成28年度震災復興広報強化業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 平成28年度震災復興広報強化業務

2 事業目的

東日本大震災から間もなく5年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されている。

このため、東日本大震災からの復興に向けた県内各地の取組や復興の様子を収集し、県内外に情報発信することで、震災の記憶の風化を防止し、中長期的な助けあい・支援の意識を維持する一助とする。また、既存の情報発信方法・内容を見直し、改善することで、さらなる広報効果を高めることを目的とするものである。

3 業務内容

(1) 広報紙の発行

復興関連の話題や取組等を掲載し、毎月1回発行

(2) 冊子の発行

1年間の復興の動きや取組等の概要をまとめたパンフレットを発行

(3) ブログの運営、管理

被災した方々などの復興に向けた取組等をブログで発信

(4) ポスターの発行

復興に向け取り組む方々の姿等を発信

(5) パネル展の開催

復興の進捗状況等を掲載したパネルを作成し、全国3箇所以上で展示

(6) ポータルサイトの運営、管理

上記(1)から(5)の情報を掲載

(7) 上記(1)から(5)を実施するにあたっての、情報収集（取材、写真の撮影等）

4 契約期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

第2 予定価格

金33,991,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、平成28年2月に予定される宮城県議会定例会において、平成28年度宮城県一般会計予算の議案の議決の状況により変更する場合がある。

第3 企画提案事項

企画提案書には、以下の事項を必ず記載すること。

なお、事業目的、業務内容を踏まえ、効果が最大となるように配慮すること。

1 事業全体のコンセプト

東日本大震災から5年が経過することから、震災の記憶の風化を防止するために、どのようなコンセプトで業務を実施するのか具体的に示すこと。

2 実施体制等に関すること

(1) 実施体制を示すこと。

(2) 各業務の実施計画（スケジュール）を示すこと。

(3) 業務の実施に当たっては、原則として以下の手順を経ることとし、実施体制、実施計画（スケジュール）に反映させること。

イ 関係団体等からの情報収集

受注者は、復興に向けて取り組む個人・団体・企業及び自治体等を訪問し、情報収集すること。また、受注者は、必要に応じて広報紙への掲載許可を得た上で、資料等の提供を受けること。

ロ 掲載項目案の作成

受注者は、イにおいて得た情報を基に、掲載項目案を作成し、発注者に報告すること。

ハ 編集体制・編集会議

(イ) 編集体制の構築

受注者は、編集体制（取材担当、記事作成担当、写真撮影担当、編集担当等 計2人以上）を整え、発注者に報告し承諾を得ること。

(ロ) 編集会議の実施

受注者は、広報紙等発行1回に当たり、1回から3回程度、発注者との編集会議を実施し、掲載記事等を決定するものとする。ただし、編集会議で掲載記事等が決定しない場合は、受注者は代替案を示し、発注者の承諾を得た上で掲載記事等を決定する。

ニ 取材

(イ) 受注者は、ハ（ロ）で決定した掲載記事等の作成に当たり、取材を実施すること。また、取材先に対し、事業の趣旨を十分に説明した上で、取材及び写真撮影の許可を受けるとともに、記事掲載の許可を得るものとする。

(ロ) 取材に当たっては、受注者が自ら取材先と調整し、取材許可及び取材日の調整を図ること。また、取材実施前に発注者に報告すること。

ホ 記事作成

受注者は、事業の目的に沿って記事を作成するものとする。

ヘ 校正

(イ) 受注者は、作成した記事を発注者に提出し、承諾を得ること。変更指示等があった場合、受注者は速やかに修正の上、改めて承諾を得ること。

(ロ) 発注者の承諾を得た後、作成記事を取材先に提出し、承諾を得ること。変更指示等があつ

た場合、受注者は速やかに修正の上、取材先から改めて承諾を得るとともに、発注者へ提出すること。

3 業務毎の提案

(1) 広報紙に関する提案

- イ 紙面の構成（内容）及びデザイン等を具体的に示すこと。
- ロ 仕様（案）
 - ・部数 12,000部×12回（毎月1回年12回発行）
 - ・ページ数 8ページ
 - ・規格 A4判, 両面印刷
 - ・印刷 オールカラー
 - ・発送 県指定送付先（100か所程度）
※送付先：都道府県, 支援団体, 民間事業者等

(2) 冊子に関する提案

- イ 紙面の構成（内容）及びデザイン等を具体的に示すこと。
- ロ 仕様（案）
 - ・部数 15,000部（年1回年度末頃に発行）
 - ・ページ数 32ページ
 - ・規格 A4判, 両面印刷
 - ・印刷 オールカラー
 - ・発送 県指定送付先（2,000か所程度）（全1回）
※送付先：都道府県, 全国市町村, 支援団体, 民間事業者等

(3) ブログに関する提案

- イ ブログの内容及びデザイン等を具体的に示すこと。
- ロ ブログの更新頻度を示すこと。
- ハ ブログの運営, 管理方法について具体的に示すこと。
- ニ アクセス数向上のための, 効果的な周知方法等を示すこと。

(4) ポスターに関する提案

- イ ポスターのコンセプト, デザイン等を具体的に示すこと。（2案まで）
- ロ 県指定掲示先以外に, 効果的な掲出方法及び期間を示すこと。
- ハ 仕様（案）
 - ・種類 4種類
 - ・規格等 以下1種類当たり
B1判／縦／2,000枚
B2判／縦／4,000枚
B3判／横／7,000枚
 - ・印刷 オフセット印刷, コート紙, 連量135kg程度, カラー

- ・ 発送 県指定送付先（2，700か所程度）
※送付先：都道府県，全国市町村，各都道府県立図書館，支援団体，民間事業者等。なお，各サイズ8割程度の枚数を，県指定送付先に発送することを想定。
- ・ 掲出 県指定掲出先及び業者提案分（例：公共交通機関等）
※県指定掲出先：仙台空港鉄道株式会社，阿武隈急行株式会社（掲出場所及び期間は提案による。）

(5) パネル展に関する提案

- イ パネルのデザイン等を具体的に示すこと。（複数案可）
- ロ 規格等を示すこと。（例：A1判／アルミパネル／全10枚等）
- ハ パネル展の実施場所及び期間を具体的に示すこと。（3箇所以上）

(6) ポータルサイトに関すること

- イ ポータルサイトの構成及びデザイン等を具体的に示すこと。
- ロ ポータルサイトの運営，管理方法について具体的に示すこと。
- ニ アクセス数向上のための，効果的な周知方法等を示すこと。

(7) 相乗効果の期待できる独自の提案

予算の範囲内で，提案可能な相乗効果が期待できる独自の提案（例：交通広告，テレビ番組，ラジオ番組のペイドパブリシティ等）を示すこと。なお，提案に当たっては，提案内容が十分に分かるように配慮して示すこと。

第4 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は，次のとおりとする。

- (1) 宮城県に活動拠点（本店又は営業所等）を有し，委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (2) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に，宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 上記（1）から（5）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが，その場合は全事業者が（3）から（5）を満たさなければならない。また，県は代表者とのみ委託契約を行うため，その他の参加者については，代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては，本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第5 スケジュール（予定を含む。）

1	企画提案募集開始	平成28年2月16日（火）
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	平成28年2月23日（火）
3	企画提案書等の提出期限	平成28年3月 4日（金）
4	企画提案書の書面の審査（6者を超える場合に限り）	平成28年3月 7日（月）
5	書面審査の結果発表（6者を超える場合に限り）	平成28年3月 8日（火）
6	企画提案書のプレゼンテーションの実施	平成28年3月11日（金）
7	選考結果の通知	平成28年3月中旬
8	業務委託契約の締結	平成28年3月下旬

第6 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 平成28年2月23日（火）午後2時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

fukusuif1@pref.miyagi.jp（宮城県震災復興・企画部震災復興推進課）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、宮城県のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（様式第3号） 1部

ハ 企画提案書 10部及び電子媒体1部

※任意様式。A4判片面印刷で30ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない）。ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。また、電子媒体のデータは、原則としてPDF形式とし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

ニ 概算見積書（任意様式） 10部

(イ) 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

(ロ) 本業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費はすべて計上すること。

ホ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

- (イ) 官民間問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- (ロ) 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- (2) 提出期限 平成28年3月4日(金)午後3時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出先 宮城県震災復興・企画部震災復興推進課復興推進第一班
(宮城県庁行政庁舎6階)

第7 業務委託候補者の決定

1 契約予定者の選定方法

県が設置する選定委員会において、第7の2の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された事業提案者を業務委託候補者として選定する。なお、応募者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査(書類審査)を実施し、上位6者を選定する。

2 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

- (1) 事業の優位性(配点15点)
 - ・業務のコンセプトが明確かつ適切か(15点)
- (2) 事業の実施体制等(配点30点)
 - ・企画どおり業務を遂行するための体制は整っているか(10点)
 - ・業務の実施計画(スケジュール)は適切か(10点)
 - ・過去の事業実績が本業を遂行する上で十分なものか(5点)
 - ・経済的かつ妥当な事業費となっているか(5点)
- (3) 事業の内容について(配点55点)
 - ・広報紙の構成(内容)及びデザインが震災復興の情報発信に適切かつ新たな工夫がされているか(10点)
 - ・冊子の構成(内容)及びデザインが震災復興の情報発信に適切かつ新たな工夫がされているか(10点)
 - ・ブログの管理・運営が適切かつデザイン性やアクセス数向上に新たな工夫がされているか(10点)
 - ・ポスターのコンセプトやデザイン、掲出場所・時期が適切かつ効果的か(10点)
 - ・パネルの内容や展示場所・時期が適切かつ効果的か(5点)
 - ・ポータルサイトの管理・運営が適切かつデザイン性やアクセス数向上に新たな工夫がされているか(5点)
 - ・効果的な独自提案がなされているか(5点)

3 一次審査(書類審査)

- (1) 一次審査の実施日

平成28年3月7日（月）

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、第7の2の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位6事業者を選定する。

(3) 一次審査結果の通知

審査終了後速やかにすべての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

4 プレゼンテーション審査

(1) 実施日

平成28年3月11日（金）

(2) 実施会場

宮城県庁内（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）※別途通知にて案内する。

(3) 実施方法

イ 出席者は1応募者につき3名以内とする。

ロ 1応募者あたりの持ち時間は20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(4) 審査結果の通知

審査が終了次第、プレゼンテーション出席者に審査結果を通知する。

第8 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

(2) 本実施要領等に従っていない場合

(3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

(5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(6) 既発表済の内容と酷似した提案

2 その他

(1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

第9 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用

本業務による成果物及び制作過程で撮影した素材画像の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

(2) 成果物の権利等

イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

ハ 成果物及び制作過程で撮影した素材画像について、発注者に対し受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(7) 本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。

したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約解除を行う。